

筑西広域市町村圏事務組合規約

昭和 51 年 4 月 22 日

県地指令第 665 号

改正 昭和56年 6 月12日県地指令第885号
平成元年 4 月 1 日県地指令第56号
平成 4 年 3 月24日県地指令第47号
平成15年 1 月 9 日県地指令第 1 号
平成16年10月 1 日届出
平成17年 8 月 9 日市町村指令第54号
平成19年 1 月31日市町村指令第30号
平成23年 2 月10日市町村指令第 7 号

昭和63年 4 月 1 日県地指令第93号
平成 2 年 3 月20日県地指令第73号
平成11年 3 月 4 日県地指令第36号
平成16年 7 月29日市町村指令第18号
平成17年 3 月25日市町村指令第32号
平成17年 9 月30日市町村指令第68号
平成21年 2 月 4 日市町村指令第48号

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、筑西広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

結城市 筑西市 桜川市

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、次表右欄に掲げる市に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市
1 広域市町村圏振興計画の策定及び事業の実施並びに連絡調整に関すること。 2 筑西ふるさと市町村圏計画の策定及び当該計画に基づく次に掲げる事業の実施に関すること。 (1) 広域観光事業 (2) 広域健康づくり・スポーツ活動に関する事業 (3) 広域地域イベント開催事業 (4) 広域文化事業 (5) 広域的な人材活用・育成事業 3 消防に関すること（消防団に関する事務及び消防水利の設置に関する事務を除く。）。 4 小児救急医療に関すること。 5 病院群輪番制に関すること。 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物（し尿を除く。）の処分に関すること。 7 きぬ聖苑に関すること。 8 筑西遊湯館に関すること。 9 地域職業訓練センターに関すること。 10 県西総合公園に関すること。	結城市 筑西市 桜川市
11 法に規定する、し尿の処分に関すること。	結城市 筑西市

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、茨城県筑西市直井 1076 番地に置く。

第 2 章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は 20 人とし、関係市の定数は次のとおりとする。

結城市 5 人 筑西市 10 人 桜川市 5 人

2 前項の組合議員は、関係市の議会の議員のうちからそれぞれ当該関係市の議会において選挙する。
(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、2年とする。

2 組合議員は、その属する関係市の議会の議員の職を失ったとき、その資格を失う。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属した関係市の議会において、補欠選挙を行わなければならない。

4 補欠選挙によって選出された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 組合議員は、任期満了後においても、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行う。
(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

第8条 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(議決の方法の特例)

第9条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市の一部の共同処理に係るものの事件については、当該事件に係る市から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 執行機関

(執行機関の組織)

第10条 組合に管理者1人、副管理者2人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市の長が互選により定める。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(管理者、副管理者及び会計管理者の職務)

第11条 管理者は、組合を統轄し及び代表するとともに、組合の事務を管理し、執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故あるとき又は管理者が欠けたときは、あらかじめ管理者の定めた順序によりその職務を代理する。

3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。

(管理者及び副管理者の任期)

第12条 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第13条 組合に職員を置き、消防組織法（昭和22年法律第226号）第14条の3第1項の規定によるものを除くほか、管理者が任免する。

2 職員の定数は組合の条例で定める。

(正副管理者会議)

第14条 広域行政の適正かつ円滑な執行を図るため、組合に正副管理者会議を置く。

2 正副管理者会議は管理者、副管理者及びその他の者をもって構成する。

3 管理者は、正副管理者会議を代表し、これを招集するとともに議事を整理し、会議を総理する。

(監査委員)

第15条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第16条 組合の経費は、関係市の分賦金、使用料、財産により生ずる収入及びその他の収入をもってあてる。

2 前項に規定する関係市の分賦金は、組合の議会の議決を経て定める割合によって負担する。

3 前項の分賦金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付するものとする。

第5章 基金

(筑西ふるさと市町村圏基金の設置)

第17条 組合に筑西ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

- 2 基金は、第3条の表2の項各号に掲げる事業の推進に資することを目的とする。
- 3 基金は、関係市の出資により設置する。
- 4 基金に属する財産のうち、関係市からの出資総額に相当する額はこれを処分することができない。
ただし、関係市議会において議決を得たときは、この限りではない。
- 5 基金が廃止されたときは、基金に属する財産は、出資割合に応じ関係市に帰属する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項第3号中ごみの収集、運搬に関する事務については別に管理者が定める日までの間は、明野町、関城町の区域を除く区域には適用しない。
- 3 従前の筑西衛生組合、筑西火葬場組合権利義務及び財産は筑西広域市町村圏事務組合が承継する。

附 則（昭和56年6月12日県地指令第885号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日県地指令第93号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成元年4月1日県地指令第56号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成2年3月20日県地指令第73号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年3月24日県地指令第47号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成11年3月4日県地指令第36号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成15年1月9日県地指令第1号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年7月29日市町村指令第18号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成16年10月1日届出）

この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日市町村指令第32号）

この規約は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成17年8月9日市町村指令第54号）

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成17年9月30日市町村指令第68号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年1月31日市町村指令第30号）

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第9条第1項及び第3項、第10条第3項並びに第15条第3項の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第9条第1項（収入役に係る部分に限る。）及び第3項、第10条第3項並びに第15条第3項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成21年2月4日市町村指令第48号）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日市町村指令第7号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。